

フランチャイズ契約のご案内



作成日 平成27年6月1日

株式会社 プレナス

フランチャイズ契約のご案内

会社名 株式会社プレナス
本社 〒812-8580 福岡市博多区上牟田一丁目19番21号
TEL(092)452-3600 (代表)
担当部署 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目7番1号
株式会社プレナス 外食事業本部 FC開発部
TEL (03)6675-5385

本資料は、フランチャイズシステムへの加盟をご検討中の方々のために、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業振興法施行規則（以下施行規則という）ならびに独占禁止法フランチャイズガイドラインに従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、このご案内のみでなく、できる限り多くの資料を読まれたり第三者にも相談されるなど、十分に時間をかけて検討を重ね、ご判断されるようお願いいたします。

万が一ご不明な点や、このご案内に記載されていない事項等があり、ご確認されたいこと等がございましたら、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

また、フランチャイズチェーン全般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル
TEL (03)5777-8701

このご案内は、平成27年6月1日に作成し、日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお、本資料は当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしているご本人が事前に自らご確認いただくことが必要です。

やよい軒 への加盟を希望される方へ

～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は、定食事業を通じてお客様の食文化の向上に努めてまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、やよい軒チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。したがって、最初から「やよい軒」とは異なる独自の経営手法を重視され、「やよい軒」のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、当チェーンへの加盟はお勧めできません。

当チェーンは、当社と加盟者のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社は経営ノウハウ、店舗運営システム、商品開発等のシステムの整備、物流、データ管理、店舗指導など、加盟者が単独でおこなうことが困難な業務を一手に引き受けるために膨大な時間を費やし多大なる投資をしています。一方、加盟者は当社の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営をおこないます。

このように役割分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実かつ積極的に果たすことがやよい軒店舗の経営成功の鍵なのです。

やよい軒店舗の経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟者の経営支援が中心となります。この意味で、加盟者と当社は共存共栄の関係にあるといえます。

| 目次 | |
|--|-------------------------|
| 項目 | 頁数 |
| フランチャイズ契約のご案内 | 1 |
| やよい軒 への加盟を希望される方へ | 2 |
| 第Ⅰ部 当社とやよい軒チェーンシステムについて | 5 |
| 1. 創業精神と企業理念 | 5 |
| 2. 当社概要 社名、創業年月、設立年月、主たる事業内容、資本金、主要株主、 主要取引銀行、従業員数、本店所在地、子会社、 持ち帰り事業の開始時期、定食事業の開始時期、沿革 | 6～7 |
| 3. 会社組織図 | 8 |
| 4. 役員一覧 | 9 |
| 5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書 (1) 第5 3期 (H23. 3. 1～H24. 2. 28) (2) 第5 4期 (H24. 3. 1～H25. 2. 29) (3) 第5 5期 (H25. 3. 1～H26. 2. 28) | 10～11 12～13 14～15 |
| 6. 売上・出店状況 (1) 全店売上高推移 (2) 店舗数の推移 (各年度期末) | 16 |
| 7. 加盟者の店舗に関する事項 (直近3事業年度について) (1) 新規に営業を開始した加盟者の店舗数 (2) 契約を終了した加盟者の店舗数 (3) 契約更新された加盟者の店舗数 | 16 |
| 8. 訴訟件数 | 17 |
| 第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点 | 18 |
| 1. 契約の名称 | 18 |
| 2. 売上・収益予測についての説明 | 18 |
| 3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 加盟金 (2) 保証金 (3) 研修費 (4) その他 | 18～19 |
| 4. オープンアカウント、売上金等の送金義務の有無 | 19 |
| 5. 加盟者に対する金銭の貸付け又は貸付けのあっせん等の利率 | 19 |
| 6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (1) 加盟者に販売又はあっせんする商品・サービスの種類 (2) 商品等の供給条件 (3) 配送日・時間・回数に関する事項 (4) 仕入先の推奨制度 (5) 発注方法 (6) 売上の決済方法 (7) 返品 (8) 在庫管理等 (9) 販売方法 (10) 商品の販売価格について | 19～20 |

| 目次 | |
|--|-------|
| 項目 | 頁数 |
| 7. 経営の指導に関する事項 (1) 営業開始までの研修の有無 (2) 営業開始までに行われる研修の内容 (3) 加盟者に対する継続的な経営指導及びその実施回数 | 20～21 |
| 8. 使用できる商標・商号・その他の表示に関する事項 (1) 使用できる商標、商号その他の表示 (2) 当該表示の使用についての条件 | 22 |
| 9. 契約期間、再契約及び契約解除に関する事項 (1) 契約期間 (2) 再契約の要件及び手続き (3) 再契約料 (4) 契約の解約及び解除の条件並びに手続き | 22～23 |
| 10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 (1) ロイヤリティ (2) 広告宣伝費等 | 23 |
| 11. 店舗の営業日・営業時間 (1) 営業日 (2) 営業時間 | 23～24 |
| 12. テリトリー権の有無 | 24 |
| 13. 競業禁止義務の有無 | 24 |
| 14. 守秘義務の有無 | 24 |
| 15. 店舗の構造と内外装についての特別義務 | 24 |
| 16. 契約違反をした場合に生じる金銭の支払いに関する義務 (1) 支払義務違反の措置 (2) 加盟契約違反の措置 | 25 |
| 17. 損害保険加入に関する義務 | 25 |
| 18. その他の義務 | 25 |
| 19. 事業活動の損失に対する補償の有無 | 25 |
| 20. ユニットFC契約について (1) 契約の名称 (2) オープンアカウント、売上金等の送金義務の有無 (3) 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 (4) 契約期間、再契約及び契約解除に関する事項 (5) 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 (6) 店舗の構造と内外装についての特別義務 | 26～28 |

第 I 部 当社とやよい軒チェーンシステムについて

1. 創業精神と企業理念

■ 創業精神

はじめに消費者ありき

■ 企業理念

私たちプレナスは、
すべての行動をお客様の視点で考え、
食の事業を通じて、
お客様の満足と健康を実現し、
人びとに笑顔と感動をお届けし続けることに、
チャレンジしていきます。

2. 当社概要

| | | |
|---------------|--|----------|
| 社名 | 株式会社プレナス | |
| 創業 | 昭和35年 3月 | |
| 設立 | 昭和51年11月 | |
| 主たる事業内容 | ほっともっと（持ち帰り弁当）事業 やよい軒（定食）事業 食材・包装等資材の販売 | |
| 資本金 | 34億 6113万円 | |
| | （平成27年2月28日現在） | |
| 主要株主 | 塩井末幸 | 21.96% |
| | （平成27年2月28日現在） | |
| 主要取引銀行 | （株）福岡銀行 （株）西日本シティ銀行 （株）三菱東京UFJ銀行 | |
| 従業員数 | 正社員：1,429名 パートタイマー：8,276名 | |
| | （平成27年2月28日現在） なお、パートタイマーは1年間の平均雇用人員（1日8時間換算） であります。 | |
| 本店所在地 | 〒812-8580 福岡市博多区上牟田一丁目19番21号 TEL：(092)452-3600 FAX：(092)452-3621 URL： http://www.plenus.co.jp/ | |
| 東京オフィス | 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目7番1号 TEL：(03)3249-0311 FAX：(03)3249-0312 | |
| 子会社 | （株）プレナス・エムケイ （株）プレナスフーズ 北京好麦道餐飲管理有 限公司 PLENUS AusT PTY.LTD. 臺灣富禮納思股份有限公司 Plenus, Inc. Plenus Global Pte.Ltd. | |
| 持ち帰り弁当事業の開始時期 | 持ち帰り弁当事業の開始時期 | 昭和55年 4月 |
| 定食事業の開始時期 | フランチャイズ店第1号店の開業年月 | 昭和55年10月 |
| | 定食事業の開始時期 | 平成元年12月 |
| | フランチャイズ店第1号店の開業年月 | 平成 3年 1月 |

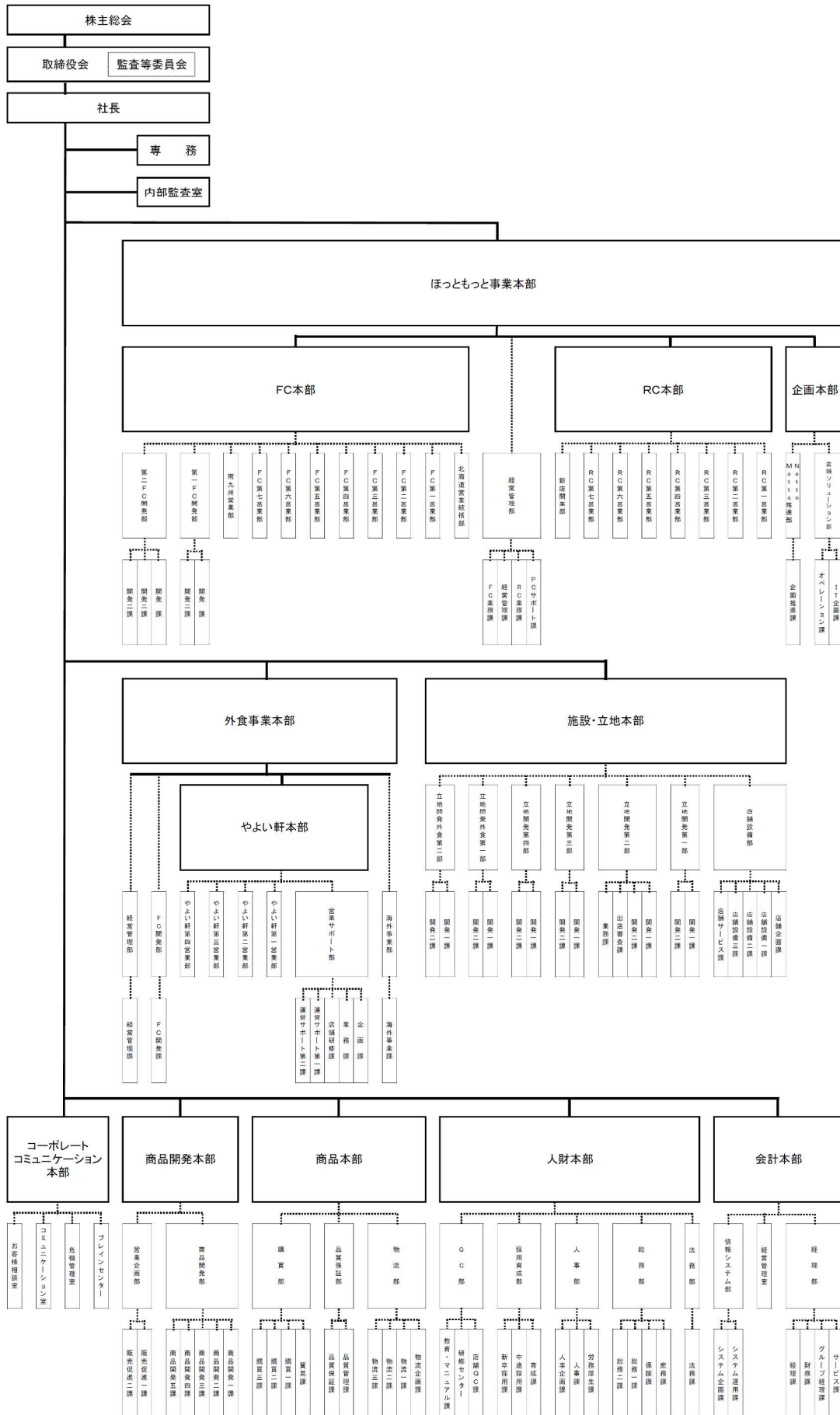
沿

革

| | |
|----------|--|
| 昭和51年11月 | (株)太陽事務機を設立 |
| 昭和55年 4月 | (株)ほっかほっか亭九州地域本部を設立 |
| 昭和60年 4月 | 社名を(株)タイヨーに変更 |
| 昭和62年 6月 | (株)ほっかほっか亭九州地域本部を吸収合併 |
| 平成元年 1月 | ほっかほっか亭チェーン 500 店舗達成 |
| 平成 2年12月 | 社名を(株)プレナスに変更 |
| 平成 5年 7月 | 店頭登録銘柄として日本証券業協会に登録 |
| 平成11年 4月 | (株)ほっかほっか亭を子会社化 |
| 平成13年12月 | (株)ライズを子会社化 (平成14年11月(株)ほっかほっか亭と併合) |
| 平成14年 7月 | ほっかほっか亭チェーン 1,000 店舗達成 |
| 平成14年 9月 | めしや井チェーン 100 店舗達成 |
| 平成14年12月 | 東京証券取引所市場第一部に上場 |
| 平成16年 3月 | (株)ほっかほっか亭を吸収合併 |
| 平成16年 3月 | ほっかほっか亭チェーン 2,000 店舗達成 |
| 平成16年12月 | 東京都中央区に日本橋弥生ビルディングを建設し、東京オフィスを移転 |
| 平成18年 7月 | めしや井の屋号を「やよい軒」に変更 |
| 平成20年 5月 | 持ち帰り弁当の新ブランド「Hotto Motto(ほっともっと)」を創設 |
| 平成21年 5月 | 本店を福岡市博多区上牟田に移転 |
| 平成22年 7月 | 中国に合弁会社北京好麦道餐飲管理有限公司を設立 |
| 平成23年 2月 | シンガポールに合弁会社 PLENUS&MK PTE. LTD. を設立 |
| 平成24年 1月 | 韓国に合弁会社 YK Food Service Co., Ltd. を設立 |
| 平成25年 3月 | オーストラリアに子会社 PLENUS AusT PTY. LTD. を設立 |
| 平成26年 1月 | 台湾に子会社臺灣富禮納思股份有限公司を設立 |
| 平成26年 2月 | アメリカに子会社 Plenus, Inc. を設立 |
| 平成27年 4月 | シンガポールに子会社 Plenus Global Pte.Ltd. を設立 |

3. 会社組織図

平成27年6月1日現在



4. 役員一覧

平成27年6月1日現在

| 役職名 | 氏名 |
|--------------|-------|
| 代表取締役 社長執行役員 | 塩井辰男 |
| 取締役 専務執行役員 | 塩井高明 |
| 取締役 上席執行役員 | 鈴木博 |
| 取締役 上席執行役員 | 大楠泰弘 |
| 取締役 上席執行役員 | 田淵豪 |
| 取締役 上席執行役員 | 立花英信 |
| 取締役 上席執行役員 | 布山稔 |
| 取締役 上席執行役員 | 金子史朗 |
| 社外取締役 | 長沼孝一郎 |
| 取締役 監査等委員 | 高橋勉 |
| 社外取締役 監査等委員 | 礮山誠二 |
| 社外取締役 監査等委員 | 吉戒孝 |
| 執行役員 | 一條真理 |
| 執行役員 | 田中信 |
| 執行役員 | 森安秀範 |
| 執行役員 | 香月英樹 |
| 執行役員 | 山内チズル |
| 執行役員 | 漆新吾 |
| 執行役員 | 小森剛 |
| 執行役員 | 添島修 |

5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(1) 第53期（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）

貸借対照表

(平成25年2月28日現在)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|--------|-----------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 31,818 | 流動負債 | 15,165 |
| 現金及び預金 | 20,961 | 買掛金 | 5,083 |
| 売掛金 | 2,840 | 未払金 | 3,739 |
| 商品及び製品 | 4,489 | 未払費用 | 1,742 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4 | 未払法人税等 | 1,621 |
| 前払費用 | 876 | 未払消費税等 | 519 |
| 繰延税金資産 | 488 | 前受金 | 28 |
| 関係会社短期貸付金 | 285 | 預り金 | 1,937 |
| 未収入金 | 1,529 | 賞与引当金 | 278 |
| その他の他 | 672 | ポイント引当金 | 99 |
| 貸倒引当金 | △329 | 株主優待引当金 | 84 |
| 固定資産 | 50,271 | 資産除去債務 | 29 |
| 有形固定資産 | 30,953 | 固定負債 | 9,662 |
| 建物 | 20,372 | 長期預り保証金 | 3,830 |
| 構築物 | 1,983 | 訴訟損失引当金 | 1,339 |
| 機械装置 | 250 | 資産除去債務 | 3,873 |
| 車両運搬具 | 10 | その他の他 | 618 |
| 工具器具備品 | 1,722 | 負債合計 | 24,828 |
| 土地 | 6,602 | (純資産の部) | |
| 建設仮勘定 | 12 | 株主資本 | 57,120 |
| 無形固定資産 | 445 | 資本金 | 3,461 |
| ソフトウェア | 336 | 資本剰余金 | 4,922 |
| 電話加入権 | 109 | 資本準備金 | 3,881 |
| 投資その他の資産 | 18,872 | その他資本剰余金 | 1,040 |
| 投資有価証券 | 612 | 利益剰余金 | 60,787 |
| 関係会社株式 | 222 | 利益準備金 | 462 |
| 出資金 | 1 | その他利益剰余金 | 60,324 |
| 関係会社出資金 | 319 | 別途積立金 | 56,400 |
| 長期貸付金 | 1,765 | 繰越利益剰余金 | 3,924 |
| 関係会社長期貸付金 | 3,667 | 自己株式 | △12,050 |
| 破産更生債権等 | 7 | 評価・換算差額等 | △5 |
| 長期前払費用 | 529 | その他有価証券 | △5 |
| 繰延税金資産 | 1,854 | 評価差額金 | |
| 差入保証金 | 6,598 | 新株予約権 | 146 |
| 投資不動産 | 2,905 | | |
| 長期仮払金 | 1,339 | | |
| その他の他 | 247 | | |
| 貸倒引当金 | △1,200 | | |
| 資産合計 | 82,089 | 純資産合計 | 57,261 |
| | | 負債及び純資産合計 | 82,089 |

損益計算書

(平成24年3月1日から平成25年2月28日まで)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 139,484 |
| 売上原価 | 66,400 |
| 売上総利益 | 73,084 |
| 販売費及び一般管理費 | 66,652 |
| 営業利益 | 6,431 |
| 営業外収益 | 844 |
| 受取利息 | 99 |
| 有価証券利息 | 1 |
| 受取配当金 | 2 |
| 固定資産賃貸料 | 242 |
| 受取補償金 | 14 |
| 為替差益 | 316 |
| その他 | 167 |
| 営業外費用 | 206 |
| 固定資産賃貸費用 | 101 |
| 貸倒引当金繰入額 | 79 |
| 賃貸借契約解約損 | 3 |
| その他 | 22 |
| 経常利益 | 7,069 |
| 特別利益 | 7 |
| 固定資産売却益 | 7 |
| 特別損失 | 1,838 |
| 固定資産処分損失 | 129 |
| 減損損失 | 265 |
| 災害義援金等 | 20 |
| 訴訟損失引当金繰入額 | 1,339 |
| その他 | 83 |
| 税引前当期純利益 | 5,238 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,901 |
| 法人税等調整額 | △542 |
| 当期純利益 | 2,880 |

(2)第54期(平成25年3月1日から平成26年2月28日まで)

貸借対照表

(平成26年2月28日現在)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|---------------|------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 34,402 | 流動負債 | 16,464 |
| 現金及び預金 | 23,471 | 買掛金 | 5,235 |
| 売掛金 | 2,666 | 未払金 | 4,382 |
| 商品及び製品 | 4,743 | 未払費用 | 1,707 |
| 原材料及び貯蔵品 | 4 | 未払法人税等 | 1,857 |
| 前払費用 | 895 | 未払消費税等 | 533 |
| 繰延税金資産 | 484 | 前受金 | 23 |
| 未収入金 | 1,689 | 預り金 | 2,239 |
| その他の他金 | 659 | 賞与引当金 | 282 |
| 貸倒引当金 | △212 | ポイント引当金 | 96 |
| 固定資産 | 52,073 | 株主優待引当金 | 93 |
| 有形固定資産 | 31,377 | 資産除去債務 | 12 |
| 建物 | 21,023 | 固定負債 | 9,958 |
| 構築物 | 2,014 | 長期預り保証金 | 3,898 |
| 機械装置 | 202 | 訴訟損失引当金 | 1,339 |
| 車両運搬具 | 5 | 資産除去債務 | 4,123 |
| 工具器具備品 | 1,525 | その他 | 597 |
| 土地 | 6,568 | 負債合計 | 26,422 |
| 建設仮勘定 | 37 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 368 | 株主資本 | 59,864 |
| ソフトウェア | 257 | 資本金 | 3,461 |
| 電話加入権 | 110 | 資本剰余金 | 4,916 |
| 投資その他の資産 | 20,328 | 資本準備金 | 3,881 |
| 投資有価証券 | 615 | その他資本剰余金 | 1,034 |
| 関係会社株式 | 232 | 利益剰余金 | 63,522 |
| 出資資金 | 1 | 利益準備金 | 462 |
| 関係会社出資金 | 1,311 | その他利益剰余金 | 63,059 |
| 長期貸付金 | 1,740 | 別途積立金 | 57,400 |
| 関係会社長期貸付金 | 3,895 | 繰越利益剰余金 | 5,659 |
| 破産更生債権等 | 5 | 自己株式 | △12,035 |
| 長期前払費用 | 580 | 評価・換算差額等 | △0 |
| 繰延税金資産 | 2,000 | その他有価証券 | △0 |
| 差入保証金 | 6,679 | 評価差額金 | |
| 投資不動産 | 2,913 | 新株予約権 | 188 |
| 長期仮払金 | 1,339 | | |
| その他の他金 | 246 | | |
| 貸倒引当金 | △1,236 | | |
| | | 純資産合計 | 60,053 |
| 資産合計 | 86,476 | 負債及び純資産合計 | 86,476 |

損益計算書

(平成25年3月1日から平成26年2月28日まで)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-------|---------|
| 売上高 | | 148,669 |
| 売上原価 | | 69,902 |
| 売上総利益 | | 78,766 |
| 販売費及び一般管理費 | | 71,259 |
| 営業利益 | | 7,506 |
| 営業外収益 | | 939 |
| 受取利息 | 99 | |
| 有価証券利息 | 0 | |
| 受取配当金 | 3 | |
| 固定資産賃貸料 | 244 | |
| 受取補償金 | 77 | |
| 為替差益 | 354 | |
| その他 | 160 | |
| 営業外費用 | | 150 |
| 固定資産賃貸費用 | 95 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 38 | |
| 賃貸借契約解約損 | 4 | |
| その他 | 12 | |
| 経常利益 | | 8,295 |
| 特別利益 | | 2 |
| 固定資産売却益 | 2 | |
| 特別損失 | | 581 |
| 固定資産処分損失 | 256 | |
| 減損損失 | 285 | |
| その他 | 38 | |
| 税引前当期純利益 | | 7,716 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,216 | |
| 法人税等調整額 | △146 | |
| 当期純利益 | | 4,646 |

(3) 第55期(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 34,364 | 流動負債 | 16,310 |
| 現金及び預金 | 23,253 | 買掛金 | 5,217 |
| 売掛金 | 2,456 | 未払金 | 4,590 |
| 商品及び製品 | 4,894 | 未払費用 | 1,735 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3 | 未払法人税等 | 299 |
| 前払費用 | 902 | 未払消費税等 | 1,223 |
| 繰延税金資産 | 407 | 前受金 | 23 |
| 未収入金 | 1,694 | 預り金 | 2,734 |
| その他 | 916 | 賞与引当金 | 289 |
| 貸倒引当金 | △163 | ポイント引当金 | 95 |
| 固定資産 | 53,104 | 株主優待引当金 | 76 |
| 有形固定資産 | 34,563 | 資産除去債務 | 22 |
| 建物 | 23,262 | 固定負債 | 8,889 |
| 構築物 | 2,335 | 長期預り保証金 | 3,940 |
| 機械装置 | 153 | 資産除去債務 | 4,351 |
| 車両運搬具 | 2 | その他 | 597 |
| 工具器具備品 | 1,715 | | |
| 土地 | 6,970 | 負債合計 | 25,200 |
| 建設仮勘定 | 123 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 483 | 株主資本 | 62,012 |
| ソフトウェア | 304 | 資本金 | 3,461 |
| 電話加入権 | 112 | 資本剰余金 | 4,916 |
| 借地権 | 53 | 資本準備金 | 3,881 |
| その他 | 12 | その他資本剰余金 | 1,034 |
| 投資その他の資産 | 18,057 | 利益剰余金 | 65,670 |
| 投資有価証券 | 639 | 利益準備金 | 462 |
| 関係会社株式 | 462 | その他利益剰余金 | 65,207 |
| 出資金 | 1 | 別途積立金 | 60,100 |
| 関係会社出資金 | 1,270 | 繰越利益剰余金 | 5,107 |
| 長期貸付金 | 1,825 | 自己株式 | △12,035 |
| 関係会社長期貸付金 | 3,417 | 評価・換算差額等 | 20 |
| 破産更生債権等 | 9 | その他有価証券 | 18 |
| 長期前払費用 | 517 | 評価差額金 | 2 |
| 繰延税金資産 | 1,153 | 繰越ヘッジ損益 | 235 |
| 差入保証金 | 6,876 | | |
| 投資不動産 | 2,898 | 純資産合計 | 62,268 |
| その他 | 284 | 負債及び純資産合計 | 87,468 |
| 貸倒引当金 | △1,300 | | |
| 資産合計 | 87,468 | | |

損益計算書

(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-------|---------|
| 売上高 | | 150,383 |
| 売上原価 | | 71,008 |
| 売上総利益 | | 79,374 |
| 販売費及び一般管理費 | | 72,821 |
| 営業利益 | | 6,553 |
| 営業外収益 | | 1,177 |
| 受取利息 | 98 | |
| 有価証券利息 | 1 | |
| 受取配当金 | 8 | |
| 固定資産賃貸料 | 246 | |
| 受取補償金 | 123 | |
| 為替差益 | 590 | |
| その他 | 107 | |
| 営業外費用 | | 202 |
| 固定資産賃貸費用 | 92 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 64 | |
| 賃貸借契約解約損 | 7 | |
| その他 | 37 | |
| 経常利益 | | 7,529 |
| 特別利益 | | 102 |
| 固定資産売却益 | 8 | |
| 関連会社株式売却益 | 94 | |
| 特別損失 | | 951 |
| 固定資産処分損失 | 308 | |
| 減損 | 598 | |
| その他 | 44 | |
| 税引前当期純利益 | | 6,680 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,705 | |
| 法人税等調整額 | 916 | |
| 当期純利益 | | 4,058 |

6. 売上・出店状況

(1) 全店売上高推移

(単位：百万円)

| 年度 | 直営店 | 加盟店 | 合計 |
|----------|--------|-------|--------|
| 平成 24 年度 | 20,488 | 183 | 20,671 |
| 平成 25 年度 | 24,125 | 193 | 24,318 |
| 平成 26 年度 | 26,575 | 1,091 | 27,666 |

(2) 店舗数の推移（各年度期末）

(単位：店)

| 年度 | 直営店 | 加盟店 | 地区本部 | 合計 |
|----------|-----|-----|------|-----|
| 平成 24 年度 | 220 | 2 | 0 | 222 |
| 平成 25 年度 | 245 | 2 | 0 | 247 |
| 平成 26 年度 | 254 | 20 | 0 | 274 |

7. 加盟者の店舗に関する事項（直近3事業年度について）

(1) 新規に営業を開始した加盟者の店舗数

| 年度 | 新規に営業を開始した加盟者の店舗数 |
|----------|-------------------|
| 平成 24 年度 | 0 |
| 平成 25 年度 | 0 |
| 平成 26 年度 | 17 |

(2) 契約を終了した加盟者の店舗数

| 年度 | 契約を終了した加盟者の店舗数 (うち、当社より契約解除した加盟者の店舗数) |
|----------|--|
| 平成 24 年度 | 0 (0) |
| 平成 25 年度 | 0 (0) |
| 平成 26 年度 | 0 (0) |

(3) 契約更新された加盟者の店舗数

| 年度 | 契約更新された加盟者の店舗数 |
|----------|----------------|
| 平成 24 年度 | 1 |
| 平成 25 年度 | 0 |
| 平成 26 年度 | 0 |

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

| 年度 | 加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数 | 当社より提起した訴えの件数 |
|--------|---------------------------|---------------|
| 平成22年度 | 0 | 0 |
| 平成23年度 | 0 | 0 |
| 平成24年度 | 0 | 0 |
| 平成25年度 | 0 | 0 |
| 平成26年度 | 0 | 0 |

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称

やよい軒フランチャイズシステムチェーン加盟契約

加盟契約の締結により、定食店「やよい軒」店舗経営の為のフランチャイズ契約関係を形成します。

2. 売上・収益予測についての説明

当社が提示する売上、人件費率、原材料費率及び利益等の数値に関する一切の資料・情報は、加盟者が当社の経営指導、助言に従い、経営に専念すればそのような成果をあげる可能性があるという予測値であって、同じ実績をあげることを保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

(1) 加盟金

| | |
|-------|--|
| 金額 | 金 500 万円（消費税別途） |
| 性質 | ① 経営ノウハウ開示の対価 ② 当社が随時指定するトレードマーク・サービスマーク・シンボル・トレードネーム・デザイン等の使用開始の許諾等のフランチャイズ賦与の対価 ③ 店舗所在地の市場環境、競合関係、立地条件及び消費動向等の調査費用 |
| お支払時期 | 契約締結時 |
| お支払方法 | 当社指定銀行口座への振込み |
| 備考 | 理由の如何にかかわらず、返還いたしません。 |

(2) 保証金

| | |
|-------|---|
| 金額 | 金 200 万円 |
| 性質 | 加盟契約又は加盟契約に関連して合意された他の一切の取り決めにより生じる債務の担保 |
| お支払時期 | 契約締結時 |
| お支払方法 | 当社指定銀行口座への振込み |
| 備考 | ① 当社は、加盟契約終了後、当社に対する未払い債務をすべて差し引いた残額を返還します。 ② 経済事情・取引高の変化等により上記保証金の金額・返還時期を変更することがあります。 ③ 加盟者は、保証金返還請求権と当社に対して負担する債務とを相殺することはできません。 |

(3) 研修費

| | |
|-------|--|
| 金額 | 金 40 万円 (消費税別途) |
| 性質 | 当社が実施する研修により、加盟者として独立するために必要なやよい軒の営業に関する全ての事項について習得していただくための費用 |
| お支払時期 | 契約締結時 |
| お支払方法 | 当社指定銀行口座への振込み |

(4) その他

加盟契約締結時に印紙代 4,000 円が必要です。

4. オープンアカウント、売上金等の送金義務の有無

オープンアカウント及び売上金の送金義務はありません。

5. 加盟者に対する金銭の貸付け又は貸付けのあっせん等の利率

当社は、原則として加盟者に対して金銭の貸付け、又は貸付けのあっせん等を行っていません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

(1) 加盟者に販売又はあっせんする商品・サービスの種類

- ① 米・食材・調味料等の原材料の販売
- ② 包材・メニュー表・チラシ等の消耗資材の販売
- ③ ユニフォームの販売
- ④ 事務機器の販売
- ⑤ 財務諸表の作成等の事務に関するサービスのあっせん
- ⑥ 店舗の営業に関する損害保険サービスのあっせん
- ⑦ 店舗のメンテナンスに関するサービスのあっせん

※上記商品、サービスの種類は変更することがあります。

(2) 商品等の供給条件

加盟者は、やよい軒チェーンの信用を保つため、当社が指定する食材・米材・包装等資材を必ず使用して消費者へ商品を販売提供しなければなりません。当社が指定する食材・米材・包装等資材につきましては、当社から加盟者に対して別途提供する発注表に記載しており、当社は加盟者からの発注に基づきこれらを供給いたします。

(3) 配送日・時間・回数に関する事項

加盟者からの発注に基づき原則として、毎日 1 回配送します。

(4) 仕入先の推奨制度

加盟者が消費者に対して販売提供する商品の価格・品質は、やよい軒チェーンの信用を保つために当社が指導を行います。従いまして、仕入先につきましては、当社又は当社の指定する仕入先とします。

(5) 発注方法

当社から貸与する発注端末により発注していただきます。

(6) 売上の決済方法

当社からの仕入代金の決済方法につきましては、加盟者は当社が毎月末日締めで行う請求に基づき、当該月の仕入代金を翌月13日までに当社が指定する銀行口座へ振込む方法により支払わなければなりません。(入金日が銀行休業日の場合はその翌営業日に入金していただきます。)

(7) 返品

当社から購入した食材・米材・包装等資材につきましては、原則として加盟者の検収後は、返品することはできません。

(8) 在庫管理等

加盟者は、食材・米材・包装等資材を当社がマニュアル等で指定する方法により管理しなければなりません。また、これらをやよい軒の店舗以外に使用したり、第三者に転売してはなりません。

(9) 販売方法

加盟者は、当社が指定する商品のみを販売することができます。販売方法につきましては、研修時の教育内容及び当社が配付するマニュアルに従った方法で食材等を調理し、その他の方法で食材等を調理してはいけません。また、販売する商品につきましては、当社は随時変更・改訂を行うことがあります。

(10) 商品の販売価格について

販売価格は、当社の標準価格とします。

7. 経営の指導に関する事項

(1) 営業開始までの研修の有無

基本研修及び開業前研修を実施しています。

(2) 営業開始までに行われる研修の内容

① 基本研修

| | |
|------|------------------------|
| 対象者 | 加盟希望者、加盟希望者が指定し当社が認めた者 |
| 実施期間 | 4日間 |
| 会場 | 当社研修センター |

| | |
|------|---|
| 所在地 | 福岡市中央区 |
| 研修内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ やよい軒の営業に対する基本理念や、店長として営業活動を行うにあたっての心構え、日常業務における基本的な知識について講義します。 ・ 取り扱う商品についての基本知識、顧客満足度を高めていく為のQSCの考え方について講義します。 ・ 店舗クルー（パート・アルバイト）をスキルアップさせる為の教育・訓練についての基本知識について講義します。 |
| 備考 | 交通費、飲食等の実費を負担していただきます。 |

② 開業前研修

| | |
|------|--|
| 対象者 | 加盟希望者、加盟希望者が指定し当社が認めた者 |
| 実施期間 | 34日間 |
| 会場 | 開業予定店舗 |
| 所在地 | 加盟者のご住所により異なります。 |
| 研修内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食材の仕込みから販売、ホールでの接客までの一連の作業及び店舗管理方法を指導します。 ・ 原材料の発注、勤務シフトの作成、金銭管理等の店舗オペレーションを指導します。 ・ 店長として店舗経営の方法を指導します。 |
| 備考 | 交通費、飲食等の実費を負担していただきます。 |

(3) 加盟者に対する継続的な経営指導内容及びその実施回数

当社は、やよい軒店舗の運営について以下の指導援助を行います。加盟者はこの指導内容に従わなければなりません。

- ① 店舗内構成、商品管理、発注業務及び設備機器類に関する指導援助
- ② 従業員の採用基準、適正人数、募集方法、労務管理及び教育研修等に関する指導援助
- ③ 販売促進諸活動に関する指導援助
- ④ 営業開始後、毎月一回以上巡回する店舗指導員による業務指導
- ⑤ その他店舗経営に関する指導援助

8. 使用できる商標・商号・その他の表示に関する事項

(1) 使用できる商標、商号その他の表示



(2) 当該表示の使用についての条件

加盟契約に基づくやよい軒店舗の経営以外に使用することはできません。その他使用にあたっては、当社の指示によります。また、上記表示は一例であり、使用できるトレードマーク・サービスマーク・シンボル・トレードネーム・デザイン等については、当社が随時指定しております。

9. 契約期間、再契約及び契約解除に関する事項

(1) 契約期間

契約期間は、加盟契約を締結した日から効力を生じ、開店日または再契約期間開始日から5年間が経過する日に満了となります。

(2) 再契約の要件及び手続き

契約期間満了に際して当社と加盟者の両当事者が再契約を希望する場合は、期間満了の3ヶ月前に当社にて意思確認を行ったうえで再契約を行います。再契約時の契約内容については、社会及び経済事情の変化等により変更になる場合があります。

(3) 再契約料

加盟者は、再契約の際に次の金額を当社に支払わなければなりません。

再契約料 金 250,000 円（消費税別途）

再契約料は、理由の如何を問わず返還いたしません。また、経済事情の変化等により、再契約料は変更することがあります。

(4) 契約の解約及び解除の条件並びに手続き

① 合意解約

当社及び加盟者はいずれも書面による3ヶ月間の予告期間を設けて、加盟契約の解約を申し出ることができ、双方合意の場合、加盟契約は合意解約となります。

② 無催告解除

当社は、加盟者に次の各号に1つでも該当する事態が生じたときは、加盟契約を直ちに解除することができます。

- a 他から差押・仮差押・仮処分・競売・租税滞納処分を受け、または破産・民事再生・特別清算・会社更生を申し立てた場合。
- b 手形、小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、または、支払停止もしくは支払不能となった場合、その他加盟者の信用状態に不安が生じた場合。
- c 債権者に対し、総財産もしくはその重要な一部を譲渡または担保に供した場合。
- d 個人である加盟者が、死亡、後見開始・保佐開始・補助開始の審判申立、懲役・禁固刑の執行、病気による長期療養その他の事情により事業を継続することが不可能または困難な状況に陥った場合。
- e 法人である加盟者が、解散・事業の廃止、事業の譲渡・譲受、事業の賃貸・経営委任、組織変更・合併・会社分割・株式交換・株式移転、代表者・重要な役員・株主の変更その他の事情により事業を継続することが不可能もしくは困難な状況に陥り、または加盟契約締結当時の法人の組織・経営者・株主が大きく変動した場合。
- f 法人である加盟者の代表者において、dに定める事実が発生した場合。
- g 加盟者が、加盟契約において定める条項の1つにでも違反した場合。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

(1) ロイヤリティ

| | |
|------------------|--|
| 金 額 性 質 | 毎月 月間総売上高に一定のパーセンテージを乗じた金額。 標章等（看板等）の継続的使用、やよい軒店舗の経営に関する一切の指導、経営ノウハウを継続的に利用する権利、及び店舗経営支援システムの使用等の対価 |
| お支払時期 | 当該月分を翌月13日までに支払いただきます。支払期日が銀行休業日の場合は、翌営業日を入金日とします。 |
| お支払方法 備考 | 加盟者から当社指定銀行口座へお振込みいただきます。 ロイヤリティの日割計算は行いません。また、経済事情の変化等により金額を変更することがあります。 |

(2) 広告宣伝費等

| | |
|------------------|---|
| 金 額 性 質 | 広告宣伝費：毎月 月間総売上高の1%相当額。 販売促進物等の費用：実費 当社が行うテレビCM、HP制作等の広告宣伝等に要する費用及び各種販売促進物等の費用 |
| お支払時期 | 当該月分を翌月の13日までに支払いただきます。支払期日が銀行休業日の場合は、翌営業日を入金日とします。 |
| お支払方法 備考 | 加盟者から当社指定銀行口座へお振込みいただきます。 広告宣伝費等の日割計算は行いません。また、経済事情の変化等により金額を変更することがあります。 |

11. 店舗の営業日・営業時間

(1) 営業日

原則として年中無休です。

(2) 営業時間

フランチャイズ契約書に記載した営業時間としており、原則変更できません。但し、地域の特性、その他やむを得ない理由がある場合で、かつ事前に本部が書面によって承認した場合に限り変更することができます。

1 2. テリトリー権の有無

テリトリー権はございません。

1 3. 競業禁止義務の有無

当社では、競業禁止義務として、以下の事項を定めています。

- ① 加盟者は加盟契約の期間中及び加盟契約終了後2年間、やよい軒と同一又は類似の業種を営んではなりません。
- ② 加盟者は、自らの実質的影響のもとに配偶者及び兄弟姉妹、子、親等民法上の親族その他の第三者の名義により、やよい軒と同一又は類似の業種を営ませてはなりません。
- ③ 加盟者は、加盟契約の期間中及び加盟契約終了後2年間、やよい軒と同一又は類似の業種を営む法人の役員、又は株主もしくは実質的影響力を持つ債権者となることはできません。

1 4. 守秘義務の有無

当社では、加盟者の秘密保持義務として、以下の事項を定めています。

- ① 加盟者は、第三者に対し、加盟契約及び加盟契約に関連して合意された他の一切の取り決め、当社が貸与するマニュアルの内容及びその他やよい軒チェーン運営に関し知り得た一切の事項を漏洩してはなりません。
- ② 加盟者は、加盟者の従業員に対しても前項の守秘義務を遵守させなければなりません。
- ③ 加盟者は、加盟契約終了後も上記内容の守秘義務を遵守しなければなりません。

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

加盟者は、やよい軒チェーンのイメージの同一性を維持するため、店舗設備・厨房機器・什器備品・消耗品等の調達及び店舗設備の造作を当社の定める次の方法に従い行わなければなりません。

- ① 店舗の建築・改装等については、当社の定めた仕様、規格、標準に従い、当社の指定する建築業者等に依頼しなければなりません。
- ② 店舗の営業のために必要な店舗設備・厨房機器・什器備品・消耗品等については、当社の定める仕様、規格、標準のものを購入しなければなりません。

16. 契約違反をした場合に生じる金銭の支払いに関する義務

(1) 支払義務違反の措置

当社は、加盟者が当社に無断で加盟契約に定める代金決済の遅延があった場合には、即時に当社からの供給品の出荷停止措置を行うことができます。また、支払期日までに代金決済を完了しない場合においては、加盟者は、金5,000円の違約金と実際に支払われるまでの期間について年14.6%の割合の遅延損害金を支払わなければなりません。

(2) 加盟契約違反の措置

- ① 加盟者は、加盟契約に違反した場合には、損害賠償金として36ヶ月分のロイヤリティに相当する金額を当社に支払わなければなりません。
- ② 加盟者が、加盟契約の終了にもかかわらず、当社からの貸与品（写しを含みます。）を直ちに返還しない場合、未払債務を弁済しない場合、やよい軒に関する標章等の使用を直ちに中止しない場合など、契約終了時の義務を履行しない場合においては、当社は保証金を全額返還せず、かつ履行を終了するまでの間、加盟者は1ヶ月あたりロイヤリティの5ヶ月分相当額を損害賠償金として当社に支払わなければなりません。

17. 損害保険加入に関する義務

加盟者は、不慮の事故や損害に備えて事業運営の万全を期すため、当社が指定する保険「やよい軒店舗総合補償制度」に加入しなければなりません。

18. その他の義務

加盟者は、次の報告書を当社に提出しなければなりません。

- ① 毎月の報告書として、月次損益計算書・貸借対照表及びその他当社が定める報告書
 - ② 毎年の報告書として、年度末における決算財務諸表
- また、これらの報告書のうち、月次損益計算書・貸借対照表については、当社が指定する経理センターへ委託して作成し、経理センターを通じて毎月当社へ提出しなければなりません。

19. 事業活動の損失に対する補償の有無

当社は、加盟者の事業活動の損失に対しての補償は行っておりません。

20. ユニットFC契約について

加盟契約締結にあたって加盟希望者がより独立しやすいシステムもご用意しております。契約の際には、やよい軒フランチャイズチェーン加盟契約に付帯して、次の契約を締結していただきます。

(1) 契約の名称

ユニットFC契約

ユニットFC契約とは、初期投資額を低額に設定した契約であり、当社が貸与する店舗施設を使用して「やよい軒」店舗の経営を行っていただきます。

ユニットFC契約を希望される方は、やよい軒フランチャイズシステムチェーン加盟契約と共に、ユニットFC契約を締結していただきます。

ユニットFC契約の内容は、やよい軒フランチャイズシステムチェーン加盟契約の内容がベースとなっておりますが、前記1から19と相違する点がありますので、その点につきまして以下でご説明します。

(2) オープンアカウント、売上金等の送金義務の有無

オープンアカウントは実施しておりません。

但し、ユニットFC契約期間中においては、売上金等の送金義務があります。

① 売上金等の送金

ユニットFC契約期間中においては、加盟契約を締結している店舗の売上金及び受取消費税を毎日午後2時に精算を行い、当日中に当社指定の銀行口座へ入金し預託しなければなりません。（入金日が銀行休業日の場合はその翌営業日に入金していただきます。）

なお、当社に預託された売上金等に利息は付しません。

② 預託金の精算

ユニットFC契約期間中において、当社は、預託を受けた加盟者の売上金等を毎月末日に締め切り、当社の有する売掛金等の債権及び立て替え金を差し引き、その残金を翌月の13日に加盟者の指定する銀行口座に振り込み返還します。（振込期日が銀行休業日の場合はその前営業日に振り込みます。）なお、差引不足金額が生じた場合には加盟者はその請求不足額をすみやかに当社の指定する銀行口座へ振り込み支払わなければなりません。

(3) 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

売上の決済方法

当社からの仕入代金の決済方法は、当該月の仕入代金を翌月13日に加盟者から当社への売上金等の預託金から差し引く方法により行います。（銀行休業日の場合はその前営業日に決済します。）

(4) 契約期間、再契約及び契約解除に関する事項

① ユニットF C契約の契約期間について

ユニットF C契約の契約期間は加盟契約に準ずるものとし、加盟契約が終了したときは、ユニットF C契約も当然に終了します。なお、加盟契約が再契約された場合でも、ユニットF C契約は更新されない場合があります。

② 契約の解約及び解除の条件並びに手続き

i 合意解約

当社及び加盟者はいずれもユニットF C契約期間中において、ユニットF C契約を解約することはできません。

但し、書面による6ヶ月以上の予告期間を設けて、ユニットF C契約の解約を申し出ることができ、双方合意の場合、ユニットF C契約は合意解約となります。

ii 無催告解除

当社は、加盟者に次の各号に1つでも該当する事態が生じたときは、加盟契約を直ちに解除することができます。

- a 他から差押・仮差押・仮処分・競売・租税滞納処分を受け、または破産・民事再生・特別清算・会社更生を申し立てた場合。
- b 手形、小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、または、支払停止もしくは支払不能となった場合、その他加盟者の信用状態に不安が生じた場合。
- c 債権者に対し、総財産もしくはその重要な一部を譲渡または担保に供した場合。
- d 個人である加盟者が、死亡、後見開始・保佐開始・補助開始の審判申立、懲役・禁固刑の執行、病気による長期療養その他の事情により事業を継続することが不可能または困難な状況に陥った場合。
- e 法人である加盟者が、解散・事業の廃止、事業の譲渡・譲受、事業の賃貸・経営委任、組織変更・合併・会社分割・株式交換・株式移転、代表者・重要な役員・株主の変更その他の事情により事業を継続することが不可能もしくは困難な状況に陥り、または加盟契約締結当時の法人の組織・経営者・株主が大きく変動した場合。
- f 法人である加盟者の代表者において、dに定める事実が発生した場合。
- g 加盟者が、加盟契約において定める条項の1つにでも違反した場合。
- h 当社の指定する方法に基づく売上金等の入金を怠った場合。
- i 当社に対して虚偽の報告・申告を行ったとき。
- j 加盟契約に基づく店舗をやよい軒の経営以外の目的に使用した場合。
- k 店舗のマニュアル遂行度合いの調査に基づく指摘事項の遵守または財經資料等の報告書類の提出の遵守を怠った場合。

③ 解約違約金

前項 i 及び ii によりユニット F C 契約が終了したとき、契約残存期間に支払うべきユニット料（次項（5）でご説明します）の総額を解約違約金として当社が請求した場合は、当社の請求に応じて直ちにお支払いいただきます。

（5）加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

ユニット料

| | |
|-------|---|
| 金額 | 毎月一定額（別途消費税がかかります） |
| 性質 | 不動産の賃料等及び店舗設備・厨房機器・什器備品・客用備品・券売機保守料等の費用 |
| お支払時期 | 当該月分を翌月の13日までにお支払いいただきます。 |
| お支払方法 | 当社への売上金等の預託金から差し引く方法により決済します。 |
| 備考 | 1ヶ月に満たない場合のユニット料についても、日割計算は行いません。当社と店舗の賃貸人との間で締結している賃貸借契約の条件が変更された場合、店舗の内外装設備が追加または変更された場合、店舗の改装等がなされた場合、その他店舗に係わる費用等に変更があった場合は、ユニット料が変更になることがあります。 |

（6）店舗の構造と内外装についての特別義務

ユニット F C 契約期間中においては、加盟者は当社が貸与する店舗物件、内外装設備、什器備品等を善良なる管理者の注意義務をもって維持・管理していただきます。

以上